

Ⅱ. 在留資格の変更及び在留期間の更新許可のガイドラインに関して

1. 「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」における検討事項であった社会保険加入状況に関する事項のガイドライン化について、今回は見送られたと承知しているが、見送りとなった理由についてご説明願いたい。

(回答)

在留資格変更等のガイドラインの策定過程において、入国管理局が在留資格変更及び在留期間更新を許可するに当たり、社会保険の納付状況を考慮する場合の提出書類等確認方法について厚生労働省と協議を行ったが、社会保険事務所において発行可能な書類では、未納者の把握が不可能であったり、単なる未加入と外国人本人の給与からは控除されていたにもかかわらず事業者が手続を怠ったことから未加入となっているような本人に責めがないケースとを見分けることが不可能であるなどの問題が判明した。また、入国管理局から社会保険事務所に対して事実の確認を行ったとしても、未加入の理由等を調査・回答することは不可能としている。

以上のような事情から、平成19年度中の策定が閣議決定されていた在留資格変更・在留期間更新のガイドラインには、当面、社会保険の加入状況を盛り込まないこととし、他の事項により構成されたガイドラインを平成20年3月に策定・公表した。

なお、このような事情はあるものの、社会保険の加入状況を在留資格変更等に際し、確認する意義は認められるので、厚生労働省と協議を継続しており、例えば、地方入国管理局の窓口において申請時に健康保険証を確認するなどの簡便な確認方法について検討を行っている。

Ⅱ. 在留資格の変更及び在留期間の更新許可のガイドラインに関して

2. 在留外国人に対しても本邦住民の義務である社会保険への加入を徹底させ、その生活環境の安定化につなげていくためには、以下の3点がセットとなって運用される必要があると当会議は考えている。それぞれの点について、その実現への課題及びその解決に必要な方策について、ご意見を伺いたい。

- ①社会保険への加入を在留資格の変更及び、在留期間の更新許可の条件とし、外国人への加入動機付けを強化する。
- ②外国人雇用状況報告の活用等、関係者間での合理的な範囲の情報相互照会を実現することにより、個々の外国人労働者が加入している社会保険について随時確認できる仕組みを構築する。
- ③社会保険未加入の外国人に対しては、いずれの社会保険に加入すべきか即座に判定する仕組みを構築し、加入を促す。

(回答)

上記②で指摘されているように、関係機関の保有する情報の相互照会等が可能になり、社会保険の未加入者や保険料未納者のうちの悪質なものに係る情報が入国管理局に提供されることとなれば、申請者に負担をかけることなく在留資格変更許可申請等の審査において、消極的な考慮要素として勘案することが可能となると考えるが、いずれにしても入国管理局としては、この問題を一步でも前進させるべく厚生労働省と引き続き協議しており、前記1の回答なお書きのとおり、地方入国管理局の窓口において申請時に健康保険証を確認するなどの方法を検討している。